

博士学位請求論文要旨
「中近世移行期日本の社会経済構造と貨幣流通」
川戸 貴史

1. 本論文の目的と構成

日本の中世（12～16世紀）は、中国から移入された銭貨（渡来銭）が貨幣として流通した時代であった。その銭貨は、主に宋代から明代にかけて鑄造されたものであり、雑多な種類の銭貨が同時に流通していたが、それらは区別されることなく一枚＝一文の価値を与えられていた。

このような独特な銭貨流通秩序は12世紀後半の流通開始期から列島規模で一貫して維持され、基本的には17世紀後半の消滅期まで継続することとなった。またこの秩序は国家権力によって強権的に設定されたものではなく、むしろ流通現場の側によって自律的に構築され、維持されていた。しかし15世紀後半になると、「悪銭」と呼ばれる銭貨が史料上に頻発しはじめ、16世紀に入ると幕府や各大名などが「悪銭」排除（もしくは強制使用）を命じた撰銭令（撰銭禁令）を頻発するなど、銭貨流通秩序が明確に混乱することとなった。本論文は、その混乱が発生した原因及びそれに対する人々の対応について、17世紀前半までも視野に入れて分析を行うものである。本論文ではこの時代的スパンをもって中近世移行期と捉える。

近年では日本中世における貨幣流通史研究が盛んになっているが、その要因として、貨幣が国家権力と不可分にあるという経済学的理解から、貨幣流通の具体相が国家像を模索する上で重要な論点となりうると理解されるようになった点。もう一点は、貨幣がモノの価値体系や人の行動規範を規定する存在たりうる、という視点に基づくことによって、当該期の社会像をリアルに描写しうると考えられてきたことがある。そして最も重要な要因は、いわゆる社会の「グローバル化」と称される現在の事情により一国的視点への批判から高まりを見せた対外関係史研究とリンクする形で、渡来銭の流通した中世貨幣流通史研究も注目を浴びるようになったと評価しうる。

しかし過去の研究成果が、すべてかかる問題関心に基づいて進められたわけではない。様々な分野における研究の進展によって、改めて捉え直すべき問題点が浮かび上がっている。それは具体的には以下の通りである。

(1) 貨幣の機能をめぐって一価値尺度・蓄財手段・交換媒体の実像一

中世の銭貨は汎社会的に財との交換手段として認知された媒体として流通し、埋蔵銭に代表されるように、蓄蔵手段としても活用された。しかし価値尺度としての機能については、従来の研究においては売券の表記額にのみ注目されてきたきらいがあり、土地取引以外も含めた議論が進んでいない。また16世紀後半に発生する、土地取引における表記額の変化がそのまま交換媒体の変化と直結して理解されている点は問題である。さまざまな場における貨幣授受の具体像を呈示し、社会構造との関わりから貨幣の機能を論ずる必要があるものと考えられる。従来の貨幣流通史研究は商品取引の現場にほぼ限定して議論されてきたが、取引の現場における混乱をその対象とすることによって、新たに数多くの史料

を参照することが可能となる。収取に際して権力側が何を対象として選択したかという志向性は、ある程度権力者個々の恣意性が働いている可能性もあるし、在地社会の動向に規定される面があるものの、当該期社会における蓄財のあり方を見通すことは可能であろう。そこから実際の支払手段との異同を探ることによって、当該期貨幣の蓄財機能についても、相対的に検討する可能性が開けるものと考えられる。この点を本論文の課題の一つとする。

(2) 貨幣と国家・社会秩序

かねてより、中世日本における貨幣と国家との関係はいかなるものであったかが当該研究の一つの論点となってきた。しかし中世後期日本の国家像は曖昧模糊としたままであり、その解明に向けての阻害要因となっている。しかしそもそも貨幣流通統制を国家が担うべきとする発想は、言うまでもなく近代貨幣理論に基づくものである。それを前提とするのではなく、時の国家がなぜ貨幣統制を必要とするかを、歴史的背景に即して検討する必要があるだろう。

中世日本においては、国家を担いうる権力は荘園を中心とした支配に基づいて収取を行うことによって維持されてきたものであり、その中心的な収取対象として銭貨に対する関心が存在していたであろう。そして 15 世紀後半以降の悪銭流通に伴い、室町幕府は明応 9 年(1500)に撰銭令を發布した。しかし悪銭流通による社会問題の蔓延はそれに先行しているものの、撰銭令發布以前において国家を担いうる権力として存在してきた勢力がどのような対応を行っていたかについては、分析がほとんど行われていない。そこで、旧来から荘園領主として国家権力を分掌する存在であった在京寺社権力による年貢収取を追うことにより、悪銭流通がもたらした社会的影響を分析する。

また、15 世紀後半以降において勃興する戦国大名は公権力として立ち現れてくるものと考えられる。その貨幣統制の動向もまた、具体的には収取を巡る対応として立ち現れることが予想されることから、大内氏を例に取り、その貨幣統制を収取の視点から検討する。

(3) 「悪銭」とは何か

「悪銭」とはそもそもどんな銭貨であったかは、本論文において中心となる論点である。従来の研究によれば、15 世紀後半に銭貨自体に質的な優劣の差が拡大したことが重視されている。それが要因の一つとなったはずではあるが、この優劣の差だけを原因とする主張が散見される点は、問題である。そもそも「悪銭」とは、ある銭貨授受の場面において、ある銭貨に対して与えられた「評価」として登場するのであり、その「評価」は単なる物理的な優劣の問題で決定されているわけではない。その「評価」がどのようにして下されているかを、記された史料の背景を勘案しながら検証する必要がある。このように考えれば、撰銭現象が社会問題化した背景は、それを巡る人々の対応のあり方や、流通構造そのものに起因すると見るべきである。その検証を本論文で進める。

(4) 金・銀の「貨幣化」について

16 世紀は、金・銀が貨幣として流通を開始する時代である。金・銀の貨幣としての流通開始(本稿では「貨幣化」と称する)は、中世経済に広まった領主層の贈与経済をその淵源とし、16 世紀に入ると金・銀が京都の領主のもとへ集中し、そのストックを背景として

16世紀後半に「貨幣化」を果たしたという。しかしこれらの検討は、領主層における貨幣的使用の時点を探る手法にならざるをえず、実際に庶民層まで普及する段階については曖昧さが残っている。そこで本論文では収取の現場に金・銀が浸透してゆく過程を分析し、実際に納入対象となった時期を探る。これにより、より庶民層に近い層における金・銀の貨幣的使用の開始時期に迫ることが可能となるものと考えられる。

以上の視点に基づき 16 世紀を中心とした日本における貨幣流通秩序の大規模な変革過程構造を、社会構造の変容との関わりのなかから検討するものとする。また 17 世紀前半における近世国家成立期も検討対象とし、貨幣流通秩序の中世から近世への変革状況を出来る限り明らかにするものである。

なお、構成は以下の通りである。

序章	中近世移行期日本貨幣流通史研究の軌跡と本稿の課題
第一章	戦国期東寺の頼母子講
第二章	中世後期荘園の経済事情と納入年貢の変遷—東寺領備中国新見荘の事例から—
第三章	戦国期荘園の悪銭問題—賀茂別雷神社領荘園の事例から—
第四章	地域的錢貨流通秩序の形成と大名権力—九州を中心に—
補論	戦国期大内氏の意志伝達システム
第五章	悪銭問題と収取から見る金・銀の「貨幣化」
第六章	中近世移行期における地域的錢貨流通秩序
終章	中近世移行期日本の流通構造と貨幣流通

2. 本論文の概要

以上の研究史整理と問題把握に基づき、中近世移行期日本の貨幣流通史を、主に錢貨流通を巡る問題から検討を進めることとしたい。

第一章では、15 世紀後半から 16 世紀前半にかけての経済事情を把握する一環として、代表的な荘園領主である東寺の頼母子講を事例に、その財政事情を見た。東寺では、造営を行う造営方と幕府等との対外交渉を担当する五方が、15 世紀後半には寺外からの借金を重ねており、その利平（利子）返済が負担となっていた。そこで 16 世紀前半になると、利子軽減のための寺内における融通を進める一環として、寺内組織である若衆が主催する頼母子講に参加し、用途確保に努める動向が見られた。結局は借金の利平返済が主要な役割となったり、ほかの組織への融通に用いられたことも考えられるように、頼母子講への参加自体が五方や造営方にとって収入改善に大きな効果をもたらすものではなかった。だが一度に多額の金銭を得ることが可能な頼母子講のシステムは、単なる借金とは異なり高率な利子が存在しない分、困窮していた寺院経済を一定程度救済する手段として歓迎されたのである。ただし 16 世紀後半に差し掛かると東寺財政は支出を抑える緊縮傾向になり、頼母子講の役割も終えたと考えられる。

第二章では、同じく東寺を対象に、その荘園経営の変化を流通事情の問題から検討し、そこに貨幣経済の与える影響を分析した。中世後期社会は一般的に荘園制の衰退期として

理解されているが、16世紀までその支配がある程度継続した荘園も少なからず存在し、その一つの事例である備中国新見荘を対象として、とりわけ隔地間流通に起こった問題に注目しつつ、貨幣流通との関係を検証した。

1460年代になると列島規模で戦乱状況に陥り、流通路の治安悪化をはじめとする社会不安が高まった。さらには応仁・文明の乱によって中世日本の基本的流通構造であった、「求心的流通構造」を支えた大消費地・京都が大混乱に陥る。これによって畿内経済と密接に関連していた新見荘内の市では需要が減退し、それによって物価の下落をもたらした。新見荘においては、こうした過程において特産品である漆が大きな意味を持った。漆は在地での収取に際して原則的に現物納であったことや、在地では多くの余剰生産がストックされていたことも作用して、物価下落による代銭納維持の負担増に代わる手段として、時には代官によって漆が代納手段として選択された。16世紀に入って年貢銭に悪銭が混入するようになると、代銭納そのものが放棄され、漆納入を主体とする年貢納入形態に転換していった。以上の変遷過程は、1460年代以後に「求心的流通構造」を支える隔地間流通が動揺し、京都との経済的連関が途絶したわけではないものの、稀薄になったことと無縁ではないと考えられる。15世紀後半における悪銭の社会問題化は、このような流通構造の変化を背景とすることが考えられる点を指摘した。

第三章ではさらに荘園経営に貨幣流通の変容が与えた問題を検討するため、賀茂別雷神社領荘園を対象に、その年貢収取において悪銭の与えた影響を分析した。その上で、悪銭を受領した荘園領主がどのような対応を取るかを具体的に検証することによって、悪銭がどのようにして発生するかメカニズムを探り出した。

年貢銭における悪銭検出の特徴としては、検出事例が必ずしも時間的に連続せず断続的に見出せること、各荘園を比較すると、検出される年とされない年にばらつきが見られることが挙げられる。以上の特徴が生まれる最大の要因は、既に検討した在地での撰銭によって、年貢銭には作為が加えられているからであった。ただし在地における混乱が撰銭貫徹の阻害要因として働き、それによって悪銭が年貢銭に混入したものと考えられる。また荘園領主と在地との間で悪銭の定義をめぐる情報の齟齬が発生し、それが悪銭混入の原因にもなったと考えられる。また実際に悪銭が年貢銭に混入した際、領主は採った処理には大きく三つの手段があった。①領主が改めて撰銭を行って悪銭を排除し、そのまま廃棄、②欠損分の良銭での納入を改めて代官等に促す場合、③多少の損害を覚悟で、一定額の良銭に換貨する場合である。これらの手段は、荘園領主の在地への影響力の多寡によって異なるものであるが、おおむね領主は②を志向し、次善として③を選ぶ傾向があった。

第四章では、明銭に対して与えられた意識の差異に注目し、南九州と北九州（大内氏領国）を比較して検討を加えた。その意識がどのような空間的広がりをもって共有されていたかを考えるものである。南九州において洪武銭をはじめとする明銭が精銭として選好され、埋蔵銭として積極的に蓄蔵された事実は考古学の成果において明らかにされていたが、史料面においても、大隅国においては既に15世紀末期段階において精銭として認識されていた。またこのような同一の秩序を共有する「コンセンサス」は大名領国単位で設定されていたわけではなく、それを超えて一定度広汎に成立していたと考えられる。銭種を問わず一枚＝一文とする中世的銭貨流通秩序の変容に伴い、南九州においては大名権力によらず、流通現場においてこのような地域独自の秩序が自律的に形成されたものと捉えられるの

であり、それが 15 世紀末期段階に各地域においてそれぞれ局地的に細分化されてゆく様子が看取される。ただしその秩序は、必ずしもすべてが自律的に形成されたというわけでもなく、地域権力としての大名権力の勃興という時代情況に即して考えれば、その影響が働いた場合のあることも無視できない。北九州に領国を有する大内氏の場合は、「清銭」と「並銭」の分類規定が撰銭令によってはじめて規定され、創出されたものであった。その精銭規定は元々実態にはそぐわないものであり、そのため「並銭」との換算比率が案出された。それに基づいた段銭収取がまず開始され、16 世紀に入るとその他様々な役負担において精銭を基準額とする情況が広まっていった。そのような経緯にあったため、撰銭令によって規定された銭貨分類は、大内氏領国という範囲内において完結した「コンセンサス」であった。

大内氏領国と南九州における明銭に対する認識の違いは、列島全体の一律な銭貨流通秩序が崩れたことと表裏一体である。そのような動向は 15 世紀末期に顕在化することとなり、それぞれの地域で独自に銭貨流通秩序が醸成されていたことがわかる。しかしそれはそれぞれの地域においてあくまでも自律的であろうとする動向にある一方で、地域権力として勃興する大名権力の強力な収取体制構築に伴って強制的に銭貨統制を図る動向も招来しており、その軋轢も小さくはなかったのである。

なお補論は、15 世紀後半から 16 世紀における大内氏の支配システムを把握するために、その文書発給システムの分析を行った。拡大する領国経営による政務の渋滞が問題となり、「内々」に意志を伝達する事でそれを緩和しようとする動向が、16 世紀に入って顕著となっていた。当然ながら上意を「内々」に請ける事のできる者は最上位の家臣層が中心であったと考えられるが、「内々」に意向を伺う事が可能な者に偏りが見られるようになると、衆議治定が原則であった大内氏の意志決定システムは大きく揺らぐようになった。

第五章では、金・銀の「貨幣化」の問題を検討する。まずは「天文日記」を素材に、16 世紀前半における金に対する本願寺の意識について検討を加えた。本願寺においても徐々に贈答・喜捨・収取に金が利用される事例がみられた。とりわけ隔地間での送進においては為替での送進を求める意向が顕著であったが、流通路不安によって為替による送金システムが支障を来すようになり、その代用として現銭とともに金による送進事例が増加した。このような金の利用のされ方が定着してゆくことが、直接の財の交換手段（貨幣化）を促したものと考えられる。

また大友氏領国では 16 世紀後半において銀が収取対象として銭貨に取って代わることにより、貨幣化が進行した。銭貨流通の混乱を止揚する手段として、銭貨の代替媒体が希求された結果、銀や米が貨幣として立ち現れたのである。

第六章では、16 世紀後半から 17 世紀前半にかけての銭貨流通秩序の推移について検討した。16 世紀後半には賦課基準として形成された基準額と実際に流通する銭貨との価値格差が顕在化し、その換算比率も各地において独自に形成されていた。徳川政権は関東や街道筋を中心としてその解消を課題とし、一定の成果を収めた。それによって領国を越えて均質な価値を有する精銭（「鏝銭」、のち「京銭」）に基づく銭貨秩序の形成を果たすことができた。そして寛永 13 年(1636)の寛永通宝発行は、その延長線上に位置づけられるものであり、第一義には精銭流通量の減少を補填することが主目的であったと想定される。

一方各大名領国を主な単位として秩序の地域分化が進行することとなり、上記の精銭と

は異なる銭貨が地域内流通を担う形で流通することとなった。代表例として細川氏による17世紀前半の「新銭」鑄造とその失敗を取り上げた。そこから窺える点は、徳川政権の成立によって同時に銭貨政策も統一されたわけではなく、貨幣流通の地域化が進行した16世紀の状況はいまだ克服できていない状況にあったことである。そのような状況のなかで各大名は独自に銭貨政策を実行しており、その流通量補填も独自に行われていたのである。ただし大名による独自の銭貨鑄造が寛永通宝の大量鑄造により流通量が潤沢になると衰退することは、地域的な銭貨流通秩序が徐々に解消されてゆく転換点であった。以後渡来銭の流通からの退場が進行して寛永通宝単体での流通が浸透することにより、15世紀後半から続いた銭貨流通の中近世移行過程が終わりを告げることとなるのである。

終章は本稿の結論を述べるものであり、中近世移行期の流通構造のなかに貨幣流通秩序の変容を位置づける試みでもある。

応仁・文明の乱によって京都が壊滅状態に陥り、中世の流通構造の特質であった流通上の求心性が著しく損なわれ、流通路不安（路次物騒）も慢性化した。しかしかえって各地域において拠点市場を中心とした経済圏の勃興も促し、結果として各地において銭貨不足を生じさせた。その結果、各地域で私鑄銭鑄造が盛んになり、それらは「地域貨幣」化して地域内流通を円滑化する役割を担った。しかし「地域貨幣」は各地域における自律的な対応によって貨幣として受容されるものであり、他地域へ移出された時、その貨幣としての価値を巡って授受の場で混乱が生じたものと考えられる。とりわけ地域との関係が稀薄化したものの、完全に切断されたわけではない京都や各地の拠点都市において、「地域貨幣」の大量流入による銭貨秩序の混乱が発生することとなった。また個々の取引主が独自に精銭の定義（＝悪銭の定義）を構築するという、銭貨に対する個々の「恣意性」が生じた。このような「恣意性」を掣肘する動向が地域内で自律的に形成される場合もある一方、各地域権力が強制した場合もあり、後者の場合には撰銭令として発現したものと考えられる。15世紀後半から17世紀前半までのスパンにおいて、「統一貨幣」から「地域貨幣」への展開が見られたのである。地域独自の銭貨流通慣行が醸成される動向が顕著となり、異なる地域間での銭貨取引においてトラブルが発生したのである。これが、悪銭を巡るトラブルの構造的要因であると結論づけるものである。